

日本国憲法の平和原理についての一考察

栗 野 鳳*

A Study on Peace Principle of the Constitution of Japan

Ohtori KURINO**

SUMMARY

In 1930s and 40s when I was a student and then a naval officer, whether Japan could offer any political principle for international society or not was an agonizing question to me. Apparently, the Constitution of Great Empire of Japan of 1889 did not have any, or rather it was forcing Japanese nation to be alienated from the world.

The Constitution of Japan of 1946 is often called a “peace constitution”, having the sentences in paragraph 2 of its Preamble, which express pacifistic intention, and the provisions of Article 9, which renounce war, war potential and the right of belligerency. I have no objection to such interpretations, but I believe that these sentences express also an important norm for the inter-relationship between peoples of the world. One sentence refers to “the high ideals controlling human relationship” and the other expresses: “we recognize that all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want.”

* 広島大学平和科学研究センター顧問

** Adviser, Institute for Peace Science, Hiroshima University

The present world is facing a number of difficult questions which are called the world problems or global problematiques. In order to solve them there should be new actors and new ways of thinking, as the present nation-states, their international systems and those who serve them seem to be incompetent. Furthermore, the present world is sometimes called a world society or human society, which is formed by human beings through the ties of interests (Gesellschaft in German). Humanity should try to form and complete a community (Gemeinschaft) of all members.

The above-mentioned peace principle of the Constitution of Japan, as I interpret it, might be able to serve as a basic principle for the humanity in their efforts for creating a community. I believe that it will have enough universality and significance to become such a norm.

In the considerations of the above theme I have tried to apply, as a sort of paradigm, some results of the studies which have been recently carried out by the United Nations organs on the "relations that exist between human rights, peace and development (see: UN document ST/HR/SER. A/10, report of Seminar on this subject of August 1981). I notice that peace, human rights and development have a trinity-like relationship, and to give considerations to their linkage will be very beneficial for peace research.

はじめに

日本国憲法は「平和憲法」と呼ばれ、或いは、その拠って立つ原則の一つに平和の原則や平和主義があるとされる。その平和の原則や原理の内容をどのように解釈するかということ、さらに、そうした原則・原理がどのような普遍妥当性をもつかということは、いずれも極めて重要な問題である。また、日本の憲法が日本外交を、その根本において規定し方向づけているはずである。

しかし、日本の現実はいくつかの点から益々遠く離れてきて、日本外交は「平和外交」を称えてはいるが、憲法の何らかの原則に依拠しているとは思われず、また憲法の平和の原理については、普遍性どころか、極めて特殊なものと思われ、或は全く無視されつつあるように感じられる。私はかねてから私自身の課題としてきたところを、単なる回想や経験談の如きものとしてでなく、今日の問題につながるものとして、或いは、問題の所在を明らかにする^よす^がとして記述しなければならぬと感じるようになった。私が日本外交は如何なる原則・原理に立脚すべきかを考え始めたのは1950年代「外交再開」を控えた時期であったが、日本及び日本人の対外的態度、基本姿勢や理念などについては戦争中から強い関心を抱いていた。そこまで遡って記述する必要があるようにも思う。

この小論で扱う問題の中心は日本国憲法の平和原理がどのような普遍妥当性をもっているか、ということであるが、前記の事情から、この平和原理こそ日本外交の基本的原理であるべきではないか、さらに、日本及び日本人が対外的に寄与しうるものではないかという点にも触れたいと思う。また、上記の問題を考える際、国連関係機関などで最近進められてきた平和・人権・開発の相互関係についての研究の成果と思われるものを、一種のパラダイムとして使うことが有益であると考えているので、その視点からの考察も加えたい。

このような事情と考慮から、この小論においては、私の経験をふり返りながら、問題の所在を明らかにすることから始めて、次に、平和・人権・開発の「三位一体」^{ラング}的結合について説明し（但し、国連関係機関における前記の研究については小論の末尾で補足説明する）、ついで中心的問題の検討に入ることとする。

1. 問題の所在

憲法の原理・原則がどのような普遍妥当性をもつかという問題は、私にとって、「事変」と呼ばれた時期から「太平洋戦争」にかかる戦争の時代に、学生として経験したこと、それについての反省などに根ざす課題であった。

最初の経験は「明治憲法」の基本に関する「天皇機関説」をめぐるものであった。中学4年生の頃、級友の一人が突然、「僕は天皇機関説は間違っていないと思うのだが、君はどう思うか」と私に質問してきた。私は返事に窮してしまったが、その級友が何となく勇気のある男に思われた。既に1935年に美濃部達吉博士のその説は禁圧され、文部省や軍当局は「国体明徴」——「明治憲法」第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」を絶対至高の価値と信ずること——を強制していた。戦後になってから、天皇機関説と「国体」論を、「明治憲法」についての「密教的」、「顕教的」解釈とする解説があらわれた¹⁾これを借りて言えば、「顕教」が強制されたわけであるが、1941年になっても、例えば南原繁教授のゼミに参加しえた学生の間では、「密教」の内容とともに、それが何故、いかなる経緯で禁圧されたかということも常識になっていた。

その年、「大東亜戦争」が始まると、当局はそれが「聖戦」であると宣伝し、他方、御用学者などは、その「世界史的意義」を論じたりするようになった。しかし、アジアの諸民族を「解放」するという趣旨には賛成できても、その原動力となっている日本自身が、他民族・他国民に提供しうる精神的・思想的な何か特別なものを持っているか、と考えると、甚だ心許ない感じがした。「東亜連盟」論のような「理論」も多少は検討してみたが、日本が指導権をもち、指導的立場に立つことの理論的根拠は薄弱であると思われた²⁾

そして、「明治憲法」については、その「顕教」的解釈はもとより、「密教」的解釈による原理の如きものも、普遍妥当性をもっとは考えられなかった。

敗戦、復員、そして外務省に復職し、経済局の一課に配され調査を主とする仕事に従事した私は、日本が国際関係の中に復帰しうる日は遠いように感じられ、戦争中に意識していた前記の問題からもやや離れてしまった。日本国憲法の政府案が発表された頃も、かつての「大正デモクラシー」や幣原喜重郎(かつての外相時代)の「平和主義」に戻ればいいという程度のことしか考えていなかった。

従って、憲法第九条の「戦争放棄」条項にはいささか驚いた。1929年の「不戦条約」と同様の趣旨であれば、驚きはしなかったであろうが、第九条の条項はそれよりも「進んで」いて、いわば前代未聞のものと感じられた。政府案が議会の審議にかけられたとき（1946年6月）、第九条について、南原教授（貴族院議員になっておられた）は、「……………現在の国際政治秩序の下においては……………自分の国民を防衛するというのは、又そのための装備をもつということは、是は普遍的な原理である……………」と主張し、正当防衛権をも否定する趣旨の説明を行なった吉田茂首相に対して異議を称えた。

私は南原教授の主張はseinの国際社会・国際関係については正にその通りであると感じたが、日本が国際社会に復帰して行く際には、あれだけの戦争の犠牲を生じさせてきたからには、何か償いをしなければならないであろう、その一つの行き方として、「不戦条約」よりも「進んで」いると思われる「戦争放棄」を敢てすることは悪いことではない、又、それが将来、戦争のない世界、「平和」な世界を築いて行くという事業の糸口になる可能性があるのであれば、日本民族として雄々しい行き方と言いうるのであろうとも感じた。もっとも、私の脳裡に、もっとシニカルな考え方も浮んだ。戦力を放棄するという事は、次のようにも受取られる。「何とかに刃物」というが、日本は気が狂って他人を殺傷してしまった。これからは気狂いにならないよう努めるが、刃物が身近にあると万一ということもあり、他人も信用しないかも知れないから、刃物を捨てるというわけである。

それから数年経ち、1949年、「全面講和」か「多数講和」かの議論が大きく起った。南原教授は前者の論陣を張り、吉田首相から「曲学阿世の徒」と非難された。朝鮮戦争が起ると、この議論や国内世論にも大きく影響し、1951年、「サンフランシスコ平和条約」が締結されたとき、「日米安保条約」がそれと抱き合せに押しつけられた。私は南原教授を「曲学阿世の徒」と呼んだ吉田首相の言動に反撥を感じ、「全面講和」論の方が理論的に整合性があると思っていたが、日本が独立を回復することは容易ならぬことで、それを早めうるのであれば「多数講和」はやむをえないとも思うようになっていた。また、一応「多数講和」によって独立を回復した後、その「全面」化を図る道もある筈、とも思った。しかし、「戦力」を自ら放棄した憲法の下で、他国の軍隊の駐留と軍事基地維持を許すことは

大きな矛盾があり、「日米安保」はいずれ解消に持って行くべきではないかと感じた。

「日米安保」解消については日米両国の間の力の関係も考える必要があるとは思ったが、その理論的な手掛りは国連にあると考えた。すなわち、「日米安保条約」の条項の中に、「この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする」(第4条)とある。日本が国連に加盟したならば、新しい道がひらかれる可能性があるのではないかと思った。

その日本の国連加盟申請書を私がニューヨークへ携行したのは偶然のことであったが、私は、1954年始めから加盟実現の仕事にも直接にかかわることになり、1956年12月、加盟実現の際には現場に居あわせることができた。12月12日安保理事会、16日総会において日本の加盟が承認され、18日重光外相が総会で演説をした。この演説の起案には私は関与しなかったが、冒頭に近いところで、日本国憲章前文第2項をそのまま引用したことは、戦前と全く違った新しい理念と原理、そして理想と信条に基いて、日本が外交を進めて行く決意の表明として、正に「歴史的」演説であると感じた。しかし、日本の国連外交において、国際関係に対する対応の全体において、この決意が貫ぬかれてきたとは言い難いようである。日本の国連外交の一局面や、憲法と「日米安保」については以前に書いたこともあるので、ここでは省略する³⁾。

2. 平和・人権・開発の結合

平和・人権・開発という三つの概念の相互の関係を研究して行くと、そのいずれか一つを促進することが他の二つを推進することに資する、また、そのいずれか一つが阻害されることが他の二つにも悪影響を与えるという「三位一体」的關係が存在することが感じられる。このような研究自体、まだ始められたばかりの状態であり、上記の「三位一体」的關係についても、何故そのような関係になるかという理論的説明は未だだ余り進められていない。

そういった状態や程度のもを、研究の視点やパラダイムとして使うことは意味がないと言われるも知れない。しかし、私が知っている限りでも、1984年3月APRA(アジア平和研究学会)・国連大学・神奈川県共催による「アジア・太平洋地域の平和と変容」についての会議において、sub-themeの一つとして「アジア・太平洋地域の民衆運動の課題(tasks)としての平和・開発・人権の結合(linkage)」が挙げられていた。

また、私は過去10年くらい、難民問題に直接・間接にかかわってきたが、難民に対する緊急救援から始めて、その問題の恒久的解決方式にいたるまで、平和・人権・開発の全てがほとんど常に密接に関係していると感じている。インドシナ難民問題については、1981年IPSHU研究報告№4に私が記述したものがあり、ここで詳述する必要はないと考える。ただ、この研究報告を記述した当時、私は、平和と開発という角度から考えてはいたが、それに人権も加えた「三位一体」的な結合という考え方は知らなかった。もっとも、もともと難民と人権問題とは切り離しえない関係にあるわけで、私が余り意識しないままに平和・開発・人権の全てにわたる捉え方をしていたと言いうるかも知れない。ともあれ、難民たちは、人権・平和・開発のいずれについても、最も疎外された人たちであり、それだけに、その問題の解決にも、人権・平和・開発が深く関係するのであろう。

前記のAPRAなどによる会議においても、平和・人権・開発の結合を考慮しつつ問題を考究する例として、私は、明治時代の日本をとり上げた。丁度百年前、「自由民権」運動が抑圧され、「富国強兵」のための「殖産興業」も社会に歪みを産み、朝鮮への武力侵略が開始された。人権が抑圧され、開発は歪曲されたものとなり、平和を脅かす方向に国全体が歩んでいたと言いうる。そこには平和・人権・開発のリンケージがネガティブな形で観察されるとも言いうる。私が明治の近代日本の上記の如き面に言及した真意は、現在の第三世界の相当多くの国々にとって、近代日本のそのような面が「反面教師」の役割を果たしうると考え、人権抑圧や「開発独裁」や隣国との作弄的な紛争の継続を敢てしつつある国家権力に対する批判を容易になしうるための材料を提供したいと念じたからである。

さらに、平和・人権・開発の結合をパラダイムに使う試みを、今日の日本や国際社会・人類世界にも拡大してみてもどうか。と思ったのは、1983年7月に開催

された「アジア文学者ヒロシマ会議」の報告『核 貧困 抑圧』⁴⁾を読んだときである。この題自体が、この会議開催の趣旨、討議された事柄、および発表された「世界の文学者へ——ヒロシマ・アピール」の内容全体を貫ぬく「“核”の脅威と貧困と抑圧からの解放をめざして」という意図をよく表わすものである。それは、平和・開発・人権のリンケージと正に符合するように思われた。また、この会議にメッセージを寄せた方々の中で、堀田善衛氏や坂本義和教授も“核”と飢餓の恐怖、世界の非軍事化と民衆の人間としての権利を実現することを結びつけて捉えていた。もっとも、その際のパラダイムとして、平和・人権・開発の三者の結合だけで足りるわけではなく、その他の概念・理念なども併せて考える必要があるであろう。しかし、まず、この三者の結合を考慮しつつ、例えば全世界的問題を考えてみてはどうかと思ったのである。

3. 全世界的問題と行為主体

全世界の問題は、「地球的問題群」^{グローバル・アジェンダ}などとも呼ばれ、最近一部の知識人、研究者などによって注目され、考究されている諸問題のことであり、ここで更めて詳述する必要はないであろう⁵⁾。具体例を摘記すれば、核軍拡、核戦争の危機、数億人もの人々の「絶対的貧困」、アフリカなどでの慢性的飢餓、公害などの環境問題、さらに政治的その他の理由による基本的人権の抑圧といった問題がある。

このような全世界的問題の検討、解決方法の探求などに際し、平和・人権・開発の結合を、一つのパラダイムとして、或は少くとも一つの視点として考慮することが有益であると感ずるが、そのことを説明する試みとして、まず行為主体について考えてみることにする。すなわち、全世界の問題について取組む主体、その解決を志す主体は、どこの誰であろうかという面から考えて行こうとするのである。このような行為主体としては、国家や政府、さらに外交当局者なども、少くとも現在のままの在り方では満足なものとは思われない。その点は事実によって証明されていると言ってもいいであろうが、試みに外交当局者をとり上げて検討してみよう。ここに外交当局者と言うのは、「首脳外交」に当たる場合の政府首脳も含めて、対外関係において責任を負う人たちのことである。外交官と呼ばれる人々より少し範囲は広く、また権限も大きい。

外交当局者の多くは、自国の国益の増進のために仕事をしていると自認しており、国民も一般にそれを期待しているであろう。企業や特定の一部の人々の利益のみをはかったりする外交当局者があれば、当然非難的になるのであろう。ハロルド・ニコルソンの『外交』⁶⁾を持ち出すまでもなく、そのような当局者は少くとも外交の当局者とは言えない。各省庁の「縄張り争い」に捲き込まれてしまっている者も同様で、要するにこれらは問題にならない。

しかし、国益中心の考えからだけ行為する多くの外交当局者も、現在及び特来
の外交や国際関係、さらに人類全体の社会を考えた場合、問題がある。いわんや、
全世界的問題の解決を期する見地から考えるならば、当面の緊急の問題は、この
ような外交当局者たちをして、自らが、如何に重大な限界に直面しているか、そ
して、如何にすればその限界を超えて行為しうようになりうるかを自覚させる
ことであろう。そうした人々も、全世界的問題の一部に言及することは少ない。
問題の所在は知っているようである。しかし、単に知っていることと、その解決
に本当に取組むこととは必ずしも同じではない。問題解決を志すのであれば、
先ず何よりも、誰のため、何のための解決を志すかという点について、明確な認
識がなければならないであろう。国益のみを考えていたのでは、こうした認識が
あいまいになってしまう。

しかし、外交当局者の責任は極めて大きいにしても、前記のような現在のあり
方を許している、その責任は、実は国民の側にあると言わざるをえない。国民全
体、少くともその大多数が抱く外交思想や対外的姿勢が、矢張り問題である。た
だ、全世界的問題のような、いささか複雑な要素を含む問題について、国民の多
くが十分な理解を抱くことを期待するのは無理であろう。そのためには、知識人・
研究者の側からの協力が必須であろう。

この行為主体が誰であり、その中で如何なる役割分担が望ましいかという問題
と並んで、その人々が如何なる思考方法に拠るかという問題が起ってくる。そこ
に、平和・人権・開発の結合の視点が重要な意味を持つ。外交当局者よりも知識人・
研究者の方がこのような視点やパラダイムから問題を考えやすいことは当然であ
る。前者はどうしても自らの職務権限に拘束され、その立場からのみ思考しがち
である。このことは当局者の人物・人格などの如何とは必ずしも同じカテゴリー

の問題ではないように思われる。人物として尊敬に値する外交当局者は決して少ない。しかし、今日の国際社会・人類世界において、外交当局者がとるべき立場は、例を日本の幕末にとれば、藩の制約を超えて思考し行動すべき志士、すなわちnation stateの形成の過程にあって、nationalな視野で思考すべき時期に活動した志士たちの立場に似ていると言っている。実在の人物の例を挙げてみよう。かつてジョージ・ケナンはアメリカの外交当局者の一人として活躍し、その情勢分析などは高く評価されてもいた。そのケナンが最近公表した論文の中で、次のように書いている。「同じ地球上でソ連とアメリカが平和共存を続けていかねばならないとすれば、そこで試されるのはわが国のもっとも高度な先を読む能力である。なぜならこの問題には、狭い意味でのアメリカの国益のみならず、さまざまな大国間の平和——これこそ、あらゆるアメリカの国益を守るための一条件——に役立つ形で対処しなければならぬからだ………」⁷⁾

さらに、別の機会に次のように述べている。「西側文明のはるか行く末は、過去数世紀にわたってやってきたと同じように、われわれが彼ら（ソ連国民）とともに一つの世界で平穏無事に生きて行けるかどうかにかかっているのである。もしわれわれが、彼らの生活について真剣に偏見のない注意を払って学ぶならば、現代のさまざまな紛争を乗り切り、米ソ両国民がそれぞれかかえた問題を、相互に悪化させようと試みるのではなく、それらの解決のためにともに力を尽くし得る時代へと、うまく生き抜いていく助けになるだろうと、私は確信する………」⁸⁾

ケナンの論旨には直ちに賛同しえない人も少なくないであろうが、少くともケナンが普通の外交当局者よりは広い視野に立っていることは誰しも認めるであろう。

4. 「人類共同体」

この数年来、直接的には1980年4月からインドシナ難民救援活動にかかわった頃から、私は「国際ボランティア」ということについて考えてきた。それは未だ言葉としても概念としても定着したものとはいえない。そうした実体が豊かになってはじめて、概念や言葉が定着するのであろう。

もともと、ボランティアという言葉が、日本ではまだ適当な訳語がない程、新しい事象である。しかし、欧米諸国では一般に知られた言葉であり、もとより

実体が備わっており、国際的な活動も遂行している。しかし、アフリカの飢餓に苦しむ人々 — 3千5百から1億5千万人に及ぶ — の救援が大きな問題となり、日本の主要新聞やテレビなどでも、最近、そうした状況とともに、現に活動しつつある欧米の民間団体（VOLAGSと呼ぶ — voluntary agenciesの略である）の概要などが報道されているので、ここでは詳述をさしひかえる。

「国際ボランティア」という言葉を考えるようになったのは前記のように数年前からであるが、その少し前に、次のようなことを見聞したこともある。それは8年程まえ、シリアの首都ダマスカスでのことである。そこで知り合ったフランス領事夫妻 — 夫人は日本人 — が紹介してくれて、「テル・デ・ゾム」(Terre des Hommes)シリア本部という民間団体のことを知った。その団体はその頃シリア政府から認可されたもので、主な事業は肢体不自由児の救護、特に義足などの製作、装着、リハビリテーションなどである。中心になって活動しているのはレバノン人の若い神父で「マーロン派」に属するが、一緒にボランティア活動をしているのはシリア人の高校生・大学生などと、やはりシリア人の専門医師たち、それにスイス人のボランティアなどで、キリスト教徒もイスラム教徒もいる。援助の対象となる児童も人種や宗教にかかわらず、従って、イスラム、キリスト教徒、またユダヤ人の子なども含まれていた。

この団体が発行しているパンフレットには次のような文章がある。「われわれの動機は、生きている人間の、他の人間に対する感応である。人間が他の人間を、また人間のグループが他のグループを、偏見や国籍や人種や宗教の障壁を乗り越え求めることである。人類は一つである。すべての苦難が義務と行動を呼びかけている — 」

その団体はスイスのローザンヌで創設され、フランス、ドイツに拡がり — 私が会ったスイス人はベトナム戦争の最中にはサイゴンに派遣されていたと語っていた — その後、レバノン、ヨルダン、そしてシリアに夫々「本部」が設立されるに至ったということである。さらに、次のようなことが分った。『星の王子さま』の著者として日本でも有名なフランスの飛行家で作家だったアントワーヌ・ドゥ・サン・テグジュペリ (Antoine de Saint-Exupery) の作品の中に『人間の^{テラ}大地』と題するものがある。

この題名こそ、その団体の名称になっているのである。サン・テグジュペリは1944年7月31日地中海に偵察飛行に出たまま帰還せず、今でも大勢の人々に惜しまれている。「人間の大地」の中で、僚友ギョメについて彼は次のように書いている。「……彼の偉大さは、おのれを責任あるものとして感じるところにある……。人間であるということは、まさに責任をもつことだ。おのれにかかわらないと思われていたある悲惨さを前にして、恥を知ることだ……」⁹⁾

サン・テグジュペリより少し前、日本でも宮澤賢治(1896-1933)が、「世界ぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はありえない」と表明していた。賢治の有名な詩「雨ニモマケズ」(死の2年程まえ手帳に書きつけたもので原題は「11月3日」)の中に「東ニ病氣ノ子供アレバ 行ッテ看病シテヤリ、西ニ疲レタ母アレバ 行ッテソノ稲ノ束ヲ負ヒ、南ニ死ニソウナ人アレバ 行ッテコハガラナクテモイトイヒ、北ニケンクワヤ訴訟ガアレバ ツマラナイカラヤメロトイ」(若干漢字に直した)とあるが、この詩には仮りに方角は言及されているが、およそ境界などは示されていない。賢治の多くの作品も同様で、前記の言葉が示す如く、国籍や人種といった意識を超えた世界が描かれている。前出の詩に戻って、私の感想を言えば、この詩の中の「行ッテ」という言葉こそ、ボランティアの気持を簡潔に表明していると感じる。ついでに言えば、「東や西や南」に「行ッテ」、恵まれない人々が本当に必要としているもの(basic human needs)を確保しようよう援助を実施するボランティアにこそ、「北」に「ケンクワヤ訴訟」があれば「ツマラナイカラ」「ヤメロ」と言って介入する資格もあるとすべきであろう。

私がこのような事柄を今更のようにとり上げて記述するのは、私の言う「人類共同体」の形成に向う歩みが人間の意識の上でも実際の間人関係においても漸く^{リアル}実体性をもつに至る可能性があることを示したいからである。ただ、その前に、人権ないし人道問題にかかわる領域において、日本人の現状には相当問題があることを指摘せざるをえない。

このような問題について、最近、強く日本人に訴えているのは犬養道子さんで、『文芸春秋』1984年8月号に載ったその「世界の孤児になるのか、日本」を読んでいささか自虐的ではないかと思う人もいるであろうが、全世界的問題の重要な

ものに関して余りにも関心が薄く、依然「閉鎖的」な日本人の現状を憂い、他方、知日家ともいいうる西欧人との接触が多く、また人道、難民などに関する国際的会合にも屢々出席する犬養さんが、身を切られる思いでいることが強く感得される。

もっとも、このような分野で「国際ボランティア」を海外に送り出す民間団体が日本で漸く増加しつつあることは、エンカレジングな事実である。¹⁰⁾

知日家の発言の一例を挙げてみよう。日本に7年住んだ西ドイツのジャーナリスト、ゲルハルト・ダンプマンは、「日本ができるだけ早く、(世界の共同体の)アウトサイダーの役割を捨てて、国際社会の正常な一員になること」を望んで、日本人の対外態度なかんずく精神・意識・思想について厳しい批判を加えている。彼は、日本の歴史と伝統的な思潮の中で日本人が特殊な思考や心情を培ってきた事情をドイツ人の読者が理解するよう要望しつつ、そうした事情や背景の故に日本人が「自分の特殊性について、ほかの国民より強い確信をもっているが、同時に一方でこれを補完するもの、つまり、世界に広がる一つの共同体に属しているということを感じる心が欠けている」と指摘し、日本が独自に守ってきた制度を犠牲にすることなく、むしろ、日本人が「全世界に属し、結ばれていると自覚する国民となって初めて」「工業化が必ずしも、信頼できる社会的伝統を破壊することにはならず、その中で個人が疎外されず、受け入れられていると感じるような近代工業社会」を形成し提示するということで「模範的な役割を果たすことができるだろう」と説いている。¹¹⁾なお、私は人権やフィランソロピーの概念・思想などについて、西欧的なものを絶対視しているのではなく、日本や東洋にも人類全体にとって貴重な精神的資産があると考えている。¹²⁾

もう一点、日本人にとって参考になることとして、西ドイツを中心とした「緑の党」¹³⁾のように、環境問題にかかわる運動と「反核」運動などが結びついた動きがあるが、これなどは、いわゆる草の根の民衆運動が「横に」連帯したものでなく、平和・人権・開発の領域にまたがった(trans-disciplinary)結合であると言いうる。更に、この結合が国際的に拡がって行き、例えば「北」の諸国の「反核」の動きと、「南」の人びとの飢餓や貧困や抑圧からの解放を求める動きが結びつくことの意義は極めて大きいであろう。この点で、前出のアジア文学者

ヒロシマ会議は注目に値する。(なお、「軍縮と開発」の関係など、言及したいことも多いが割愛する)

前記の平和・人権・開発の三者の結合という視点にかえて、この「日本人論」を少し吟味してみよう。この三者の中で、特に人権にかかわる領域において、日本人の国際的な関心や実績が余りにも少いということであるならば、その状況は、他の二つの領域においての日本人の在り方についても再検討の必要を示唆するものではなかろうか。日本は「平和外交」を唱えてきているが、その「平和」は単に日本人が国内で平穏無事に暮らして行き、「経済大国」やその国際的プレゼンスを維持伸長しようとする「平和」、或いは単に戦争や直接的暴力が排除されている状態というに過ぎない狭義の平和ではないか。

そして「開発」援助は往々にして対象国の権力者や「エリート」の利益のみに資し、日本側の特定グループなども便乗してはいないか。さらにかえり見れば、それぞれの領域において、日本国内の状況はどのようになっているか。例えば人権の面において、受験「戦争」などの犠牲になっている子供たちや、その親たち、都市圏などの「開発」のために出稼ぎに行かざるをえない人々や、その留守家族たち、このような人々の人権が尊重されているとは到底言いがたい。

後の節において、私は日本国憲法の原理が「人類共同体」の形成、完成のために役立つことを主張しようと考えているのであるが、当の日本人が「人類共同体」の構成員となる資格を大いに欠く状態に留まっているのでは、原理の普遍妥当性は別としても、行為主体に関して深刻な気持ちにならざるをえない。

しかし、日本の現状を憂うことは敢て程々にして、広く人類世界全体について見れば、「人類社会」と呼びうるだけの実体を備えるに至っていることは間違いない。しかし、この実体は、主として、貿易・経済などによる結びつき、換言すれば商品の生産、販売、消費などの行為と、それに必然的に伴われる種々の利害——もとより搾取といったことも含めて——による関係である。従って、この「社会」は「利益社会」ではあっても「共同社会」ではない。それが「共同社会」の実体を備えるためには、そこにおける人間関係が単なる利害を超えたものに変質しなければならない。

人間や社会の変革、変容のためには、人間の接触がまず必要であるが、幸にし

て、最近では、第三世界ないし開発途上諸国の側からも、「エリート」とは異った、いわば民衆を真に代表しうる知識人・研究者が、「先進」諸国の同様の人たちと緊密に接触し連帯する機会が徐々に増大している。APRAやPARC（アジア太平洋資料センター）や教会関係の幾つかのグループなどと、UNESCOや国連大学によるこの面の寄与は極めて貴重である。

次の節において私が説明する日本国憲法の平和原理も、いずれはこのような交流の場に提示して検討して貰いたいと願っているが、先ず日本国民がそのような原理を本当に自己の規範として堅持し、その国際的实践を志すか否かが問題である。

5. 憲法の平和原理

日本国憲法前文第2項の末尾に明記されている「平和的生存権」は、憲法学者の多くが注目してきたところであり、それについての解説もほとんど尽くされていると感じられる。私がそれを敢てとり上げようとするのは、前記の平和・人権・開発の「三位一体」的結合^{ランゲ}に留意した、或いは、それを一種のパラダイムとして考えた平和や平和原理の研究から言って、それが極めて重要な価値を有すると感ずるからである。

憲法前文第2項の末尾は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」となっている。この文章が同項の末尾にあることは、同項全体との関連において、どのような意味をもつか、先ず考える必要がある。同項は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われわれの安全と生存を保持しようと決意した」という文章が冒頭にあり、ついで、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とある。この中間の文章については私は特に意見はない。しかし冒頭の文章に出てくる「人間関係を支配する崇高な理想」については、かなり長い間、その意味内容を探し求めてきた。日本の憲法学者は、その内容は自明のことと考えているらしく、特に解説を加えていない。私は自分なり

に考え、その解釈を書いたこともある（注3に示した最後の論文）。その後、C.M.スタンレー「全世界的問題の処理 — 今世界は何を求めているか」¹⁴⁾の中に次の文章を見出した。“人権と基本的自由の原理は、聖書の黄金律の中に簡潔に要約されている。この簡単な、しかし力強い人権声明は、多くの精神文化の中にも同じものがある。キリスト教と同様に、道教、儒教、仏教、イスラム教、ユダヤ教、などのすべてが、人は他人を傷つけてはならず、しかもその代わりに自から欲するのと同じ愛と尊敬で他人を遇しなければならない、とはつきり述べている…”

私が以前に書いた文章は次の通りであった。“「人間関係を支配する崇高な理想」とは、自分の欲しないことを他人に強制せず、さらに、自己の欲することは他人にも同様のことがかなえられるよう、できる限り努力、協力するということである。利己と利他の調和に努めると言ってもいい。古代いらいの世界的宗教や偉大な思想家などの教えの中でも、こうしたことが最も重要とされてきた。宗教の方ではさらに愛や慈悲や仁が根本義として説かれてきたが、そこまで到達しえない普通の人間にとっては、右のようなことを「理想」とすることは決してむずかしいことではない。そして、現代においてこの「理想」に従おうとするとき、なによりも、平和のうちに生存する権利、ないし、それを中心とする基本的人権の保障を自らが欲するのであれば、他人の同様の権利も尊重しその確保に努め協力すべきである。”

さて、日本国憲法制定の経緯は今日では相当詳細に究明されている¹⁵⁾そのような研究によれば、憲法起案にかかわったのは連合軍司令部の担当官のチームで、前文はその人たちが書きおろしたものが、ほとんどそのまま採用されたという。

その担当官たちの国際関係などについての見識は、当時の欧米の知識層の中で、必ずしも最高レベルのものであったとは思われないが、かなり高いものであったと想像される。とにかく、日本国憲法前文第2項末尾の「平和的生存権」に関する文章は、「大西洋憲章」（1941年8月14日）第6項後段と同様の思想を示しているように思われる。「大西洋憲章」第6項の邦訳は次の通りである。“ナチ暴政の最終的破壊の後、両者（連合王国総理大臣及びアメリカ合州国大統領）は、すべての国民に対し、各自の国境内において安全に居住することを可能にし、かつ、すべての国のすべての国民が恐怖及び欠乏から解放されてその生命を全うす

ることを保障されるような平和が確立されることを希望する。¹⁶⁾” 原文は “... assurance that all men in all lands may live out their lives in freedom from fear and want” である。

連合国側の戦後構想の出発点ともいうべき「大西洋憲章」の文章と同じ趣旨のものを日本に「与える」憲法に含めることは、当時のGHQ担当官として、いわば当然の常識とされることであったであろう。また、憲法といった規範は、常識のエッセンスを集めたものであって然るべきであるとも言う。今日、われわれは彼らを批判することは容易であるが、当時、日本国民の中に、彼らを超えるレベルの憲法思想や常識を備えた人びとがどれ程ありえたかを考えてみるべきであろう。仮りに、日本軍の司令部に配属された「学徒兵」や「インテリ出身」将校が、担当官として、占領地の人びとのために憲法を起案したとした場合、その担当官たちに如何なることが可能であったかを想像してみるべきであろう。

もっとも、連合国側による戦後構想の方も、国連憲章などの形で具体化されたところについて見ると、憲章前文冒頭に We the peoples (of the United Nations) とはあるものの、結局、国際機構すなわち政府間機関にすぎず、peoplesの「恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利」を保障するにはなお不十分と言わざるをえない。最近、国連に新しい「潮流」が見られ、NGOの一部会議への参加などが国連の運用改善の努力の例に挙げられている。¹⁷⁾しかし、1978年、82年と2回にわたる国連軍縮特別総会(SSD)でNGO代表が演説する機会を与えられたが、それだけの効果があったと言いうるか。私は1981年夏、「軍縮に必要なロビイ外交」の強化を訴え(8月12日付朝日新聞論壇)、SSDⅡにも出席したが、現状程度の「参加」ではNGO側も満足できないであろうし、peoplesの意思を国連の運営に十分反映させる方式を更に工夫しなければならないと感じている。しかし、私はこの点楽観的になることはできない。国連の運用の改善の必要性は益々大きい、その成否も目下のところ「政治的意思」のいかん、すなわち国家権力を掌握する政府の意向いかんにかかっている。そちらを動かすためには、国連の外から、国連の枠そのものをゆさぶりうるような新しい動きが必要であろう。

日本国憲法前文の規定も、それが国家間の関係のみに関するものであったならば、前記の如き全世界的問題解決のために、或いは国連の運用改善に資すべき新

らしい動きの創出のためにも、余り有益・有効であるとは思われない。

日本国憲法の平和の原則や平和主義として従来言われてきた意見や解釈は、それが国家間、国民間の規範として有する意味・性質だけに注目してきたように思われる。憲法には「国民」とあるから、そのように読まれがちであるが、英訳の people(s)の方をとって考えてみると、もっと別の意味があることが感じられる。私が前述したような「人間関係を支配する崇高な理想」の内容については幾らか違う解釈もあるかも知れないが、とにかく「人間関係」の「理想」を想定していること、前記の「平和的生存権」は人類の成員すべてに普遍的な権利として確認されていることなどから考えると、憲法の平和原理は単に国家ないし国民と他の国家ないし国民との関係に留まらず、people と people との間関係についての規範となるべきものであろう。

「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」の中で言う「平和」は、単に国家間に戦争がないという状態を意味する狭義の平和ではなく、あらゆる種類の暴力 — いわゆる直接的暴力も構造的暴力も — が排除されている状態を予想していると言いうるのであろう。最近の平和研究においては、このような状態こそ、平和であるとされていることは詳述するまでもない。ただ、ここで指摘したい点は、この平和原理ないし「平和的生存権」には、平和・人権・開発の「三位一体」的結合が凝集している観があるということである。「恐怖と欠乏から免かれ」しているためには、平和・人権に加えて開発の領域においても、必要とされる条件があろう。そして、「平和的生存権」を普遍的な権利として確保、伸長しようと努めて行くこと、或いは憲法の平和原理が全世界的に具現されるように努めて行くことは、日本国民の課題であるばかりでなく、人類全体にも要請されることであろう。そのような原理を実体化して行くことによって、全世界の問題の解決が促進され、「核時代」を超えて行く道が見出され、「人類共同体」の完成が有望になって行くであろう。日本国憲法を「先駆的」と呼ぶのであれば、単に「戦争放棄」の第九条によるのではなく、前記のような平和原理を含む点こそ挙げるべきであろう。

補足 — 平和・人権・開発の相互関係についての国連関係による研究

この研究は、数年前、国連人権委員会のイニシアティブによって国連関係機関がそれに取り組むようになった。国連総会は1980年第35会期の決議（35/174）第6項で、国連事務総長に対し、人権の分野での諮問業務計画の中で、人権・平和・開発の相互関係についてのセミナーを1981年に開催することに優先権を与え、結局同年8月3日から14日まで国連本部において、「人権・平和・開発の相互関係」についてのセミナーが開催された。なお、この総会決議は、「有効な人権享受の改善のための国連関係機関の措置と方法」という議題についての審議の結果、採択された一連の決議の一つであった。

このセミナーの概要は国連文書 ST/HR/SER.A/IO, 1981 (Seminar on the Relations that Exist between Human Rights, Peace and Development) に掲載されているが、それによると、参加者を指名するよう要請された38カ国のうち28カ国から36名、他に政府オブザーバー2名、さらに国連その他の関係機関、非政府組織の代表など45名と、国連が招請した顧問2名、合計85名が参加した（しかし、日本人は1名もいなかった）。議長にはスリ・ランカのクレーイ博士（Dr. J.A.L. Cooray 同国の国際法協会会長）が選出された。

セミナーでは、(1)人権・平和・開発の相互関係のほか、(2)平和と発展権¹⁸⁾の達成に対する軍備競争の影響の検討、および(3)人権の完全な享受の実現、なにかんづく平和と発展権の実現のために適用される具体的措置についての分析、の3議題が採択され、それぞれについて2日ずつの討議が行なわれた。

全会一致で採択された結論の中には次のものがある。

（第1項）人権、平和および開発は相互に関連し依存しており、そのいずれか1つを促進することは他の2つを推進することに資する。平和が失われ、又は1国内で開発が達成されていないことは、その国家として、国民や住民の人権の尊重を確保する義務を免かれしめるものでない。

（第3項）すべての国民および個人にとって、国際の平和と安全保障の維持は、社会的・経済的發展のため、および人権の十分な実現のために不可欠であり、また後者は前者のために不可欠である。

(第5項)開発の促進は平和の推進に関係している。軍縮によって解放されるべき莫大な資源は、国々の、なかんづく開発途上にある国々の開発に大いに貢献することができる。¹⁹⁾

この平和・人権・開発の三者の相互関係を簡潔に表現する言葉はないものであろうかと考えていた私は、1983年9月ウィーンで、オーストリアの高等研究所々長をしておられるアナトール・ラパポート教授と再会した機会に、それを訊ねてみた。教授は暫らく考えたのち、矢張り trinity という言葉であろう、但し宗教的な意味とは全く関係ないものとして、と言われた。従って、それはThe Trinityではなく、小文字で表わされるべきである。

なお、私は、日本国際政治学会の1983年度秋季研究大会が宮崎で開催されたとき、その平和研究分科会において、上記のことを説明するとともに、この三者の「三位一体」的關係に留意して研究対象を考究すること、それを一種のパラダイムとして適用することが、平和研究において相当重要な意味をもつ可能性があることを指摘した。

註

- 1 久野・収・鶴見後輔・藤田省三『戦後日本の思想』(勁草書房、1966年)中の久野「報告」、同書75頁。
- 2 当時の日本のイデオロギーについては多くの論文や解説があるが、ジャーナリストや研究者のグループによる『神聖国家日本とアジア — 占領下の反日の原像』(勁草書房、1984年)は、アジアの人々の視点から検討したユニークな研究報告である。
- 3 広島大学総合科学部講義テキスト『戦争と平和に関する総合的考察』(1979年)に収められた「第12回国連総会(1957年)における日本の『軍縮交渉促進ならびに核爆発実験停止に関する決議案』 — ひとつのケース・スタディ」
日本国際政治学会編『国際政治』第71号「日本外交の思想」(1982年8月)中の「戦後日本外交の思想 — その混迷の原因についての一考察 —」
法学セミナー総合特集シリーズ22「憲法と平和保障」(日本評論社1983年5月)中の「『日米安保』から『国連安保』へ — 日本の平和外交の一環として —」
- 4 '83 アジア文学者ヒロシマ会議報告「核 貧困 抑圧」ほるぶ社1984年
- 5 例えば、日本平和学会編集委員会『平和学Ⅰ — 理論と課題 —』(1983年早稲田大学出版部)中の関寛治「平和学の課題」、犬養道子『人間の大地』(中央公論社1983年)など。

- 6 Harold Nicolson: *Diplomacy*, 1963 (邦訳『外交』東京大学出版会 1968年)に民主的
外交や理想的な外交官についての説明がある(第4, 5章)。
- 7 George Kennan: *The Nuclear Delusion* 1983, 邦訳『核の迷妄』(思想社1984年)
と題する論文集に収められた「アメリカの不安定な対ソ政策」(アトランティック誌1982
年11月号)。
- 8 前出『核の迷妄』の中の「兵器競争と反核運動」と題する1982年10月連邦神学校で
の講演。
- 9 サン・テグジュペリ著作集1『南方郵便機・人間の大地』(みすず書房 1983年)
- 10 このような民間団体として、周知の「日本キリスト教海外医療協力会」(JOCS)の他
に、「シャプラニール」(バングラデシュでの開発協力)、「幼い難民を考える会」(CY
R)、「日本国際ボランティア・センター」(JVC)などがある。CYRはタイのカオイダン難
民キャンプで保育育成などに活躍しており、JVCもインドシナ難民に対する救援活動を
進めてきたが、最近ではアフリカでソマリア難民の現地定住促進のための農地造成など
にも従事している。
- 11 Gerhard Dambmann: *25mal Japan 1979*, 邦訳「孤立する大国ニッポン」(TBSブ
リタニカ 1981年)。
- 12 例えば『トヨタ財団昭和58年度年次報告』の中で、林雄二郎専務理事は「日本のフィ
ランソロピーを求めて」において、この題名に表わされている考えを述べている。
- 13 遠藤マリヤ『ブロックを超える西ドイツ緑の党』(亜紀書房1984年)は「緑の党」
の生成過程や現況のみならず、その限界や課題についても提示し、示唆するところを多
く含んでいる。
- 14 C. Maxwell Stanley: *Managing Global Problems*, 1979, 小谷豪治郎監修, 岩田 誠
一・羽場光廣による邦訳は1983年時潮社刊。引用の文章は第十章人権, 204頁から。
- 15 憲法学者・研究者によるものも多いが、その他、例えば秦郁彦『昭和史を縦走する』
と題する著書(グラフ社1984年)に収められた「昭和史のなかの虚と実」の中の「憲法
第九条 — その成立過程」など。
- 16 杉江栄一編『現代国際政治資料集』(1979年)に主として拠った。
- 17 斉藤鎮男『国際連合の新しい潮流』(1979年)参照。
- 18 発展権(開発権と訳されるときもある) right to development については、高野 雄
一・宮崎繁樹・斉藤恵彦編『国際人権法入門』(三省堂1983年)中の平 覚(神戸商科
大学)「開発と人権 — 人権としての発展の権利を中心として」及び斉藤恵彦『世界人
権宣言と現代 — 新国際人道秩序の展望 — 』(有信堂1984年)第四章など参照。
- 19 国連の取組みの詳細については、*UN Action in the Field of Human Rights* (ST / HR /
2 / Rev. 2, 1983), 特にXV章を参照。